平成２３年（フ）第３６２３号
札幌市北区北24条西18丁目２番６号　オーガストⅡ―101号
債務者　岡崎真理子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７号
札幌市白石区栄通15丁目15番25号　第２ハイム清水301号
債務者　八幡　勝吉
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５号
北海道名寄市西11条南６丁目29番地109
債務者　澤口　正一
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第２７号
北海道名寄市西６条南１丁目12番地２　サンサンハイツ101号室
債務者　森　　拓将
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第２８号
名寄市西10条北１丁目14番地18　市村マンション２－２
債務者　岡崎佐智子（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第３号
北海道名寄市大通南11丁目39番地１　佐野ハイツ７号室
債務者　富岡留知枝
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第４３０号
群馬県藤岡市上大塚254番地２
債務者　青木　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５号
群馬県高崎市金古町1500番地30　ウイング21―205号
債務者　植竹　　勉
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１８号
群馬県高崎市金古町582番地６
債務者　坂本みゆき
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２１４６号
さいたま市岩槻区南平野４丁目12番地５、区画整理前の住所さいたま市岩槻区大字南平野140番地
債務者　鈴木みどり
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
埼玉県蓮田市東３丁目10番25号
債務者　北村佐智子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
埼玉県川口市大字安行領家634番地の３　安行領家住宅101号
債務者　富士本慶春
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保316番地８
債務者　齊藤榮二郎
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１号
埼玉県入間市大字下藤沢970番地９
債務者　齋藤　正和
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡３丁目11番14号　メゾン・リスブラン103
債務者　加藤　　舞（旧姓桑名）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３５号
埼玉県川越市大字今福2845番地12
債務者　田村美代子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３９号
埼玉県所沢市大字下安松883番地の１　サン・メゾン105
債務者　原　　佑輔
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部